



月刊 労働千葉

ひどい話だ!

6月12日付の「東京新聞」一面に別掲のような記事が掲載されている。国鉄分割・民営化攻撃の際に、国鉄改革法による国鉄労働者の首切り戦略をつくるために、最高裁判所の判事が国鉄に向し、深くかかわっていたというのだ。

「民営化戦略の中心的役割を担っていた国鉄職員局にA判事がしばしば顔を出し、国鉄を倒産させてJRに引き継ぐプランについて、打ち合わせをしていた」

「A判事は、国鉄側の戦略づくりのキーパーソンの一人だった。その助言を受けたのだから、中労委との裁判には敗けないと確信していた」と語るJRの現職幹部もいる」

ひどい話だ。「三権分立」など、幻想にしか過ぎないことは承知しているが、国鉄労働運動潰しと国鉄労働者の首切りのために、政府・国鉄・裁判所が、ここまで一体となって「国鉄改革戦略」をつくったというのだ。まさに国家的不当労働行為だ。

●自由権、自ら裁く

国鉄改革法とは、やりたい放題の不当労働行為をはたらいて首を切っても、その責任を宙に浮かせ、誰も責任をとる必要がないぬけ道を定めた「法律」だ。不当労働行為とは、言うまでもなく犯罪である。

裁判所司法権力は、犯罪を正当化する「法律」を自らつくり、自ら犯

罪に加担し、そして自分で裁いたのだ。裁判所ばかりではない。当時運輸大臣であった橋本、「国鉄改革」の尻馬にのって、旧国鉄幹部から今のポストを手に入れたJR東日本松田社長以下のJR幹部……、皆本来なら被告席に座っているべき連中だ。

それが裁判官席に座って、5・28判決だとか「和解3条件」だとか言っている。国鉄労働者を裁こうとしているのである。こんな逆転した話はない。断じて許すことはできない。

●怒りが込みあげる!

改めて、5・28判決をに対する怒りが込みあげてくる。

11部判決は、「改革法上、採用に關し不当労働行為があつたとしても、その使用者としての責任は、設立委員(=JR)が負うべきものではない」と言い、改革法成立過程の大臣らの国会答弁に対してすら、「(職員の採用に關する責任がJRに及ぶような)国会答弁は、単に便宜的に用いられたものに過ぎない」と断じた。少なくとも、法律の制定は国会の専任事項であるはずだ。こんな断定は、司法の越権行為に他ならない。

19部判決も同断である。「改革法上、設立委員による採用は新規採用にあたり、採用の自由があるから、中労委及び国労の主張は全て理由がない」というのだ。

●原点到り闘いの道を

また、JR総連・革マルも同罪だ。

国鉄改革、出向判事が助言

民営化戦略に深く関与

国労「不公平」と批判の声

現在も千人近い国労組合員の不採用問題を引きずる一九八七(昭和六十二年)の国鉄分割・民営化で、最高裁から旧国鉄に出向していた判事が、国鉄改革案の策定に法的な助言をしていたことが十一日、関係者の話で分かった。当時、運輸省と国鉄との共同作業でまとめられた国鉄改革法を根拠に、東京地裁は先月二十八日、JR側に採用選考のやり直しを命じた中央労働委員会からの救済命令を取り消す判決を出しており、労使紛争を扱う弁護士らは「司法の公平さを欠く」と批判する。一方、最高裁は「出向には何ら問題はないし、実際の裁判に影響を及ぼすこともない」と反論している。

助言をしていたのは、八四年に最高裁調査官から国鉄法務課長に転じたA判事。分割・民営化後も国鉄法務課長として出向したA判事は、八七年に東京地裁に異動し、現在は地方の家裁所長。

複数の当時の運輸省・国鉄幹部は、分割・民営化の直前、A判事が「国鉄側の改革戦略づくりに深くかかわっていた」と証言する。

二課長から国鉄総裁室法務課調査役に転じたB判事は、八四年に東京地裁に異動した後、大阪地裁などを経て現在は東京地裁の民事所長代行。また、八七年に最高裁調査官から法務課長に転じたC判事は、同部次長を務めた後、九〇年に東京地裁に異動し、現在は東京地裁民事部在籍している。

国鉄改革案の策定に、出向判事が関与した点について、最高裁の別働隊判事長は「出向先で『どういふスキーム(計画)』がどうか」と聞かれ、判事の方が「法律上問題はない」と答えるだけなら、問題は生じないと思つた。

また、先月の判決不服として中労委が十一日に控訴した東京地裁での審理については「C判事の所属する部に戻される可能性はあつたが、過去にその問題にかかわった裁判官は、直接の担当を回避させることには身分的にはいったん判事を退官する形をとるが、経済組合や退職金の算定は連続している」。

「個々の裁判官は独立しており、東京地裁の民事所長代行であるB判事が、中労

彼らが、「国鉄改革の大事業を成し遂げた」などと語るのには、国家ぐるみの犯罪行為の手の平で踊っているだけのことである。「国労には未来がない。国労は解散すべき」などと口汚く書き立てるのは、真実を隠べ

わたった」と証言する。運輸省幹部は「国鉄改革法の作成は、国鉄職員局のグループなどの共同作業だった」とし、当時の国鉄側の担当者は「民営化戦略の中心的役割を担っていた」と証言する。

国鉄職員局にA判事がしばしば顔を出し、国鉄を倒産させてJRに引き継ぐプランについて、打ち合わせをしていたと語る。

「A判事は、国鉄側の戦略づくりのキーパーソンの一人だった。その助言を受けたのだから、中労委との裁判には負けられないと確信していた」と語るJRの現職幹部もいる。

最高裁によると、判事の出向は「法律関係の顧問的な役割」を求めた国鉄側からのものである。A判事は「法律上の問題はない」と答えるだけなら、問題は生じないと思つた。

また、先月の判決不服として中労委が十一日に控訴した東京地裁での審理については「C判事の所属する部に戻される可能性はあつたが、過去にその問題にかかわった裁判官は、直接の担当を回避させることには身分的にはいったん判事を退官する形をとるが、経済組合や退職金の算定は連続している」。

「個々の裁判官は独立しており、東京地裁の民事所長代行であるB判事が、中労

いするためだ。

改めて、全ての労働者に、国家的不当労働行為弾劾の闘いを呼びかけよう。国家的不当労働行為の継続5・28判決「和解3条件」弾劾! 原点到り闘いの道を貫こう!

第39回定期委員会
●6月29日13時～
●千葉市民会館